

決議第2号

芦刈市長に対する辞職勧告決議

太宰府市議会規則第13条第1項の規定により、上記の決議を別紙のとおり提出する。

平成29年9月26日

太宰府市議会議長 橋本 健様

提出者 太宰府市議会議員 村山 弘行

賛成者 太宰府市議会議員 門田 直樹
長谷川 公成
小畠 真由美
神武 綾
上 疊
船越 隆之

理由

これまでの市長の不適当な言動、不誠実な対応に対し、猛省を求める問責決議を平成29年6月定例会最終日において可決した。

しかし、9月定例会開会直前の副市長の解職や行政報告の内容からも市長に反省の様子が見受けられず、マスコミ報道等により市民に不信感を与え市政の混乱を招いている市長の責任は極めて重いと判断し、辞職を求めるものである。

芦刈市長に対する辞職勧告決議

6月定例会最終日、問責決議が全会一致で可決され、その後議会は9月定例会において反省された市長の姿勢に注目し、新たな方針が出されることを期待した。

しかし、9月定例会直前の8月25日に不条理にも突然、副市長を解職する行動に出られ、さらに教育長をも辞めさせようとした。

市長は、8月31日の議会初日、問責決議及び副市長解職等に対する行政報告を行なったが、自己中心的で、あまりに稚拙な報告内容にあきれた次第である。

今議会において提案されている市長給料削減案は否決され、学校給食専門委員や行革推進委員の予算案も削減され、原案否決された。

これまでも否決された、意図不明な機構改革案などの議案の数々について、市長は原因究明されたことがあるのか問いたい。なぜなら市長原案は、市長自らの安易な思い付きであり、庁舎内部で十分に協議されたものではなく、熟慮に欠けた、独りよがりの提案ばかりだからである。

議会では市長に対し、辞職勧告決議か不信任決議か、会派代表者会の中で連日協議を重ねてきた。太宰府市制始まって以来の出来事を市民はマスコミ報道の情報しかないこと、これまでの原因が市長の資質に欠ける点が大きく、わかりにくいということ、不信任決議後、議会解散の流れになった場合、選挙費用をはじめ将来的にも大きな影響を与えることを憂慮している。それでも、我々議員は一連の経緯を正しく伝えていく努力を行い、全議員一致団結して行動していく決意である。

市長は6月議会の問責決議後、本会議場で反省の弁を述べていたにもかかわらず、その後「副市長や部長や部下のせいにするのは言語道断であり、これらのこととはまぎれもなく市長の責任である。」という文言は絶対に認められないと発言されたことに、愕然とし、憤りを禁じ得ない。口先だけの反省で、職員に謙虚に歩み寄ろうという姿勢もなく、副市長を解任したことは許し難く、この結果、市政の混乱を招いている市長の責任は極めて重い。

よって、太宰府市議会は芦刈茂市長に対し辞職を勧告し決議するものである。

平成29年9月 日

太宰府市議会